

11月は児童虐待防止推進月間 ～「もしかして?」ためらわないで! 189～

いちばやく

子育て支援室 ☎(582)1159 FAX(582)1138

児童虐待は、子どもの心身を深く傷つけ、子どもの将来にも影響するおそれがあります。虐待から子どもを守るためには、地域社会の目配りと気付きがとても大切になります。「近くに子育てで悩んでいる人がいる」「虐待を受けているのではないかと少しでも気付いたことがあれば、ご連絡ください。

また、家庭のこと、子どものことで不安や悩みがある場合は、話すことで気持ちが軽くなる時もあります。ひとりで抱えこむのではなく、お気軽にご相談ください。

児童虐待とは

身体的虐待…殴る、蹴る、たたく、戸外に締め出すなど、身体に直接暴力を振るい、傷を負わせたり、その生じるおそれのある行為のこと

性的虐待……子どもへの性的行為、子どもをポルノグラフィの被写体にするなど、子どもにわいせつな行為をしたりさせたりすること

ネグレクト…乳幼児を家に残したまま外出する、家に閉じ込める、車内に放置する、食事を与えない、ひどく不潔のままにするなど子どもの健康・安全への配慮を怠ること

心理的虐待…暴言、無視、差別的扱い、子どもの前で家族に暴力を振るうなど、ことばや態度により子どもの心を傷つける行為のこと

▶連絡先・相談先

相談・連絡先	電話	内容	受付時間
児童相談所虐待対応ダイヤル	☎189	虐待を受けたと思われる子どもを発見した時の全国共通ダイヤル	24時間
児童虐待ホットライン	☎(562)8996	平日夜間や土・日曜日、祝日に虐待を受けたと思われる子どもを発見したときの連絡先	
児童相談所相談専用ダイヤル	☎0120(189)783	出産や子育てに悩んだときなどの相談窓口	
24時間子供SOSダイヤル	☎0120(0)78310	いじめやその他子どものSOS全般について、子ども本人や保護者の相談窓口	平日午前8時30分～午後5時15分
県中央子ども家庭相談センター	☎(562)1121	虐待や子育て相談などの県の相談窓口	
市子育て支援室	☎(582)1159	虐待や子育て相談などの市の相談窓口	

11月12日(土)～25日(金)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

～今年度のテーマ「性暴力を、なくそう」～



閩人権政策課 ☎・☎(582)1116 FAX(582)0539

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、心身に長期的な影響を及ぼします。また、配偶者などからの暴力(DV)やストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど、女性に対する暴力は決して許されない行為です。

◎相談電話

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891 (はやくワンストップ)
- ・DV被害者のための配偶者暴力相談支援センター #8008 (はれれば)

◎相談電話

- ・女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
平日午前8時30分～午後5時15分
※11月18日(金)～24日(木)は、平日午前8時30分～午後7時、土・日曜日、祝日午前10時～午後5時
- ・市女性・男性の悩み相談(人権政策課) ☎・☎(582)1116 FAX(582)0539
毎月第2金曜日・第3土曜日・第4日曜日午前9時～正午 ※要予約(詳細は16頁)
- ・こども家庭相談課 ☎・☎(582)1159 FAX(582)1138
平日午前8時30分～午後5時15分

